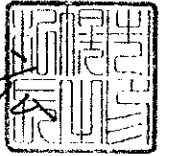


札幌市議会政務活動費の交付に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 14 日

札幌市長

秋元克



札幌市規則第 10 号

札幌市議会政務活動費の交付に関する規則の一部を改正する規則
札幌市議会政務活動費の交付に関する規則（平成 13 年規則第 31 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第 4 条中「領収書その他の証拠書類（以下「」及び「」という。）」を削る。
- (2) 第 6 条を削る。
- (3) 第 7 条の見出し中「等」を削り、同条第 2 項を削り、同条を第 6 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（委任）

第 7 条 条例第 10 条第 2 項の収支報告書及び領収書等の写しの閲覧に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 7 条の規定は、令和 6 年度以降の分として交付された政務活動費に係る札幌市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年条例第 8 号）第 10 条第 2 項の収支報告書及び領収書等の写しの閲覧について適用し、令和 5 年度以前の分として交付された政務活動費に係る同項の収支報告書及び領収書等の写しの閲覧については、なお従前の例による。